

◆ 入院時の食事に係る標準負担額（1食につき）の変更について

所得区分		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から	増 額 分
一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者			
区分ア	現役並みⅢ	1食につき490円 (90食計算の場合 44,100円)	1食につき 510円 (90食計算の場合 45,900円)	1食+20円増 一ヶ月あたり 約 1,800円～1,860円増
区分イ	現役並みⅡ			
区分ウ	現役並みⅠ			
区分エ	一般			
区分オ	低所得Ⅱ (90日以内)	1食につき 230円 (90食計算の場合 20,700円)	1食につき 240円 (90食計算の場合 21,600円)	1食+10円増 一ヶ月あたり 約 900円～930円増
	低所得Ⅱ (90日超)	1食につき 180円 (90食計算の場合 16,200円)	1食につき 190円 (90食計算の場合 17,100円)	
	低所得Ⅰ	1食につき 110円 (90食計算の場合 9,900円)	1食につき 110円 (90食計算の場合 9,900円)	<u>変更なし</u>